

わが国のリース会計基準をめぐる展開

—オンバランス化論議を踏まえて—

茅 根 聡 (東洋大学教授)

I. はじめに

本稿の目的は、わが国のリース会計基準をめぐる展開を明らかにすることである。周知のように、リース会計基準が制度化されてから10年以上が経過しており、実務においても定着している。その大きな特徴は、売買処理（オンバランス処理）を原則としながらも、所有権が移転しないファイナンス・リース取引には例外的に賃貸借処理（オフバランス処理）が認められている点にある。

そのために、わが国のリース会計実務では売買処理が機能せず、例外処理が常態化しており、その状況は国際基準との整合性からいえば是正すべきである、あるいはディスクロージャーの観点からは有用性があるといった意見の対立が見られる。そして現在では、この例外処理の廃止問題がクローズアップされている。

具体的には、企業会計基準委員会（ASBJ）のリース専門委員会でその廃止の是非をめぐって議論・検討が進められた。しかし、合意形成には至らず、「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」（以下、「中間報告」と略す）の公表をもって審議が一時凍結している。それは、会計上の問題だけではなく、リースビジネスのあり方や税務上の取り扱いとも複雑に絡んでいることが大きな原因であるが、その解決に向けた検討をリース業界に要請するという想定外の展開を見せている。

そこで以下では、リース会計基準の策定から現在に至る経緯を概観することにより、当該問題の本質を解明したうえで、最近の動向を踏まえて、今後の方向性を展望してみたい。

II. わが国におけるリース会計基準の設定とその特徴

わが国のリース会計基準の設定は1992年まで遡る。同年5月に当時の大蔵省企業会計審議会の第1部会及び小委員会において本格的な審議が開始され、約1年強の議論を経て、1993年6月17日にリース会計基準（「リース取引に係る会計基準に関する意見書」）が公表された。それを受けて、1994年2月10日には、日本公認会計士協会から、実務上の具体的な運用ルールを定めた実務指針（「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」）が公表されている。

リース会計基準の適用時期については、単体決算では1994年の中間決算から、連結決算は1997年3月期から段階的に実施され、単体でも1997年3月期から、連結でも1999年3月期から全面適用されている¹⁾。このように、証券取引法においてリース会計基準が適用されたことは、わが国のリース取引の会計処理が大きく変わる出来事として当時注目を浴びた。

わが国において、リース会計基準が要請された背景は2つある。その一つは、わが国のリース市場の拡大に対応するディスクロージャーの要請である。当時でも企業の90%以上がリース

取引を利用し、民間設備投資額に占めるリースの割合も約8%前後と着実に増加傾向にあり、設備調達手段として国民経済において重要な役割を担っていた。

そのような状況にもかかわらず、リース会計情報の開示は要求されておらず、証券取引法の企業内容等の開示に関する取扱通達及び商法計算書類規則（現商法施行規則）にその開示規定があるに過ぎなかった。したがって、企業実態の開示という観点からオフバランスの状況を改善することが求められたのである。

もう一つの背景は、会計基準の国際的調和化への対応である。欧米諸国、とりわけリース先進国といわれる、米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス等では、リース会計基準がすでに制度化され、実務においても定着していた。また、国際会計基準（IAS）においてもコア・スタンダードの一つを形成しており、その重要性が認識されていた。したがって、IASとの調和化を図り、日本企業の開示の不透明性に対する海外からの批判に応えるためにも、国際的水準に達したリース会計基準の形成が喫緊な課題となったのである。

このような背景で策定されたリース会計基準は、次のような2つの特徴を備えていた。第1点は、わが国基準では、国際基準と同様に「実質優先思考」の立場から、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理（＝売買処理）を要求して、当該取引によって生じた資産及び負債を貸借対照表に計上するオンバランス化を原則とした点である。

「実質優先思考」とは、IASCの「概念フレームワーク」でも、財務諸表の質的な特徴の一つである信頼性に関わる特質であり、取引の実質と形式に乖離が生ずる場合には、当該活動を

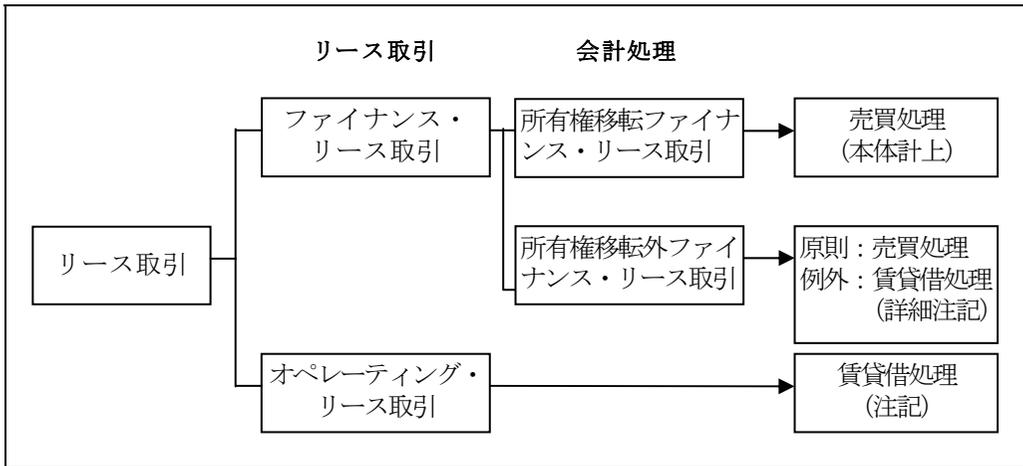
より忠実に表現するように、取引事象についての法的形式よりもその経済的実質を優先すべきことを意味するものである²⁾。

ファイナンス・リース取引のケースはこれに該当し、法形式上は賃貸借契約の特質をもち、賃借人はリース期間において法的所有権を取得していないが、その経済的実質は資産の割賦購入取引と見なす論理である。その判断基準が、リース物件という「物」に焦点を当てて、それに付随するリスクと経済価値の（実質的な）全部移転を前提とする「リスク・経済価値アプローチ」である。そして、それは「解約不能」と「フルペイアウト」というファイナンス・リースの2つの要件を、同時に満たす場合に生じている。

リースの貸借対照表能力については、わが国の場合にはその資産性・負債性に関しては様々な議論がある。例えば、リース負債はリース期間にわたり支払義務が確定していることから法律上の債務として捉えて、負債性の要件は満たすことになる。他方、資産は法律上の権利に限らず財産的価値を有するものと考え、リース資産はその使用によって収益をあげて、経済的便益を享受するので資産性は認められるとの解釈は可能である³⁾。

リース会計基準においても、リース取引とは「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対して、合意された期間（リース期間）にわたり、これを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引」と定義されている⁴⁾。ここで特徴的な「使用収益する権利」とは、物件をその用法に従って使用し、それから生ずる果実を取得する権利を指すものであり、所有権、用益物権、賃借権などを含む広範な意味を表している。つ

図表1 リース取引の分類と会計処理



まり、リース取引は貸借取引であるかという法律論に踏み込まないで、その経済的実態から判断して、通常な売買取引と同質と見なす論理を採用したのである。この点は、国際基準と同様なスタンスに立脚している。

ところが、もう一つの特徴は上記の趣旨と矛盾する側面を有する。それはファイナンス・リース取引を法的形式により所有権が移転するファイナンス・リース取引と所有権が移転しないファイナンス・リース取引に区分したうえで、後者について通常の貸借取引に準じた会計処理 (= 貸借処理) を容認し、注記において売買処理に相当する情報 (資産情報、負債情報、損益情報、処理基準) の開示を要求している点である。これによって、いずれの処理が採用されようとも、会計処理は異なるものの、開示面ではリースに関する同様な情報効果を得ることができる。

したがって、わが国リース会計基準は、形式面ではオンバランス型基準を標榜しながらも、詳細注記と引き換えにオフバランス型基準が容認されることより、その実質は“原則と例外の

選択型基準”として機能することになる (図表1 参照)。

なお、日米のリース会計基準及び IAS 第 17 号 (旧、改訂) について、リース資本化の基本概念を比較対照してみると、わが国基準のユニークさが窺える (図表 2 参照)。このように、この例外処理の容認が最大の特徴と捉えられるが、それが国際基準と乖離するとして今回の改訂論議の焦点となっている。

III. 例外処理容認の背景

では、リース会計基準の策定において、例外処理が容認された理由はどこにあるのだろうか。前述のように、従来わが国においては証券取引法及び商法計算書類規則にその開示規定があるだけで、会計ルールは整備されていなかった。そのために、実質的には、税法上のリース通達 (昭和 53 年通達・昭和 63 年通達、現法人税法施行令 136 条の 3) において規定されている貸借処理が実務慣行として機能し、それがわが国リース産業の発展に大きく寄与してきた。

図表2 日本基準・米国基準・IASのファイナンス・リースの比較

| | 日本基準 | | 米国基準 (FASB 基準書第13号) | | | 旧IAS 第17号 | IAS 第17号 (改訂) |
|------|--|--|--|---|----------------------------------|---------------------------------------|---|
| 定義 | 解約不能・フルペイアウト | | 財産の所有権に伴うリスクと便益とのすべてが実質的に移転する | | | 資産の所有権に伴うリスクと経済価値のすべてが実質的に移転する | |
| 分類基準 | 所有権移転ファイナンス・リース取引 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引 | 公開草案 | 改訂公開草案 | 確定基準 | ①所有権移転基準 | ①変更なし |
| | ①所有権移転条項付リース ②割安購入選択付リース ③特別仕様物件付リース | ①見積現金購入価格の90%基準 ②経済的耐用年数の75%基準 | ①所有権移転基準 ②割安購入選択権基準 ③見積経済的耐用年数の75%基準 ④見積残存価値の25%基準 ⑤特別仕様基準 | ①変更なし ②変更なし ③変更なし ④公正価値の90%基準 ⑤削除 | ①変更なし ②変更なし ③変更なし ④変更なし | ②割安購入選択権基準 ③見積経済的耐用年数基準 ④公正価格基準 | ②変更なし ③変更なし ④変更なし ⑤特別仕様基準 ⑥補足的状況 [※] |
| 会計処理 | オンバランス処理 (売買処理) | オンバランス処理 (売買処理) or 賃貸借処理 +詳細注記 | オンバランス処理 +注記の説明 | | | オンバランス処理 +注記の説明 | |

※次の3つの状況は、5つの判定基準を補足する意味で例示されたものである。

- ①契約の解約により被る賃貸人の損失に対する賃借人の負担
- ②残存資産の公正価値変動による利得または損失の賃借人への帰属
- ③著しく低額なリース料による賃借人の再リース

このような状況が定着しているなかで、リースの会計処理を従来の賃貸借処理から売買処理へ転換しようとする会計基準の設定は、ドラステックな出来事であった。とりわけ、基準の策定プロセスにおいて、リース業界はリース産業の存亡に関わる事態として受け止め、強い反対意見を表明したのである。リースのオンバラ

ンス化に反対する理由として、リース業界は以下の点を指摘した⁵⁾。

まず経済的及び法的な観点からの批判である。わが国のリース産業は歴史が浅く、しかも各国のリース取引の実態、税法上あるいは法律上の定義、解釈及び取り扱いが異なるにもかかわらず、各国の特有の事情を考慮することなく、会

計面であたかも確立した共通概念であるかのよう
に一律にオンバランスを義務づけることは、
さまざまな支障を生じさせることにつながる。
とくに、商法その他の法律との関連で、わが国
のようにコモン・ローの体系をとっていない大
陸法の流れを汲む国にとっては、ことさら問題
があるといえる。

さらには、会計上及び税法上の側面からの批
判である。賃貸人であるリース会社は、賃借人
側のオンバランス要請によって、従来の賃貸借
処理から売買処理への変更を余儀なくされ、リ
ース会社の収益構造に大きな変化がもたらされ
ると同時に、税務上の課税所得にも影響を与え
ることになる。つまり、確定決算主義をとって
いる国においては、財務会計で税法と異なる処
理が採用されると、リース料の損金算入が認め
られないなど税務上の恩典を享受できず、ひい
てはリースという契約商品の価値の下落やそれ
に伴うリース取引の停滞を招くとしている。

ちなみに、1990年6月に、リース事業協会は
日本公認会計士協会に対して「リース資産の資
産計上に係る会計処理と表示に関する意見」
(資料1参照)を提出したが、その内容から判
断しても当時の強硬な反対姿勢が窺える。

このように、基準の策定に当たっては、リース
取引を実質的な売買取引とみなして、リース
の貸借対照表能力を認め、オンバランス処理を
推進しようとする会計基準設定主体と、リース
取引はあくまでも賃貸借取引であり、現行の確
定決算主義を前提とするかぎり、オンバランス
処理は賃借人にとってリース利用メリットを著
しく減少させ、リース産業の危機を招くとして
反対の立場を貫くリース業界との間で激しい攻
防が展開されたのである。

そこで、現行の実務慣行との調整を図りなが

ら、どのような形で基準を形成すべきかが最大
の焦点となった。この点に関して、基準の制定
に関わった大塚宗春教授は当時の様子を次のよ
うに述べている⁶⁾。

「リース会計基準としては、ファイナンス・
リース取引を通常の売買取引として処理する考
え方を基本的に採用する。しかしながら、現実
にはすでに賃貸借処理として処理してきたとい
う長い実務慣行がある。そして、実際にリース
取引を利用している事業会社及びリース会社等
から企業会計審議会に、できるだけ現行の賃貸
借処理を維持しながら、なおかつ、投資家に必
要な情報を十分提供できるようなかたちでの基
準設定は考えられないだろうか、という一つの
強い要望があったわけです。その二つの考え方を
いかに調和して、なおかつ国際的にみても相
応の評価を受けるようなかたちでの基準をつく
りあげるためにはどうしたらいいのかという、
いってみれば、非常に難しい状態から作り上げ
た基準です。」

その結果、所有権移転外ファイナンス・リース
取引について賃貸借処理を容認する基準が形
成されたのである。これは、財務諸表の利用者
に対する情報提供機能の充実を目指しながらも、
確定決算主義のもとで従来の税務上の処理と齟
齟をきたさない処理が求められたことを意味し
ている。このような処理はわが国リース取引の
実態に即したものと受け止められたが、その一
方でその是非については言及されずに、将来の
評価に委ねるということで決着が付けられたの
である。

資料 1 リース事業協会のリース資本化問題に対する意見書

平成元年 6 月 14 日

日本公認会計士協会
会計制度委員会 御中

社団法人リース事業協会
税務会計委員会

「リース資産の資産計上に係る会計処理と表示」に関する意見

貴委員会では、改正商法計算書類規則第 18 条の 2 に基づいて、「リース契約により使用する重要な固定資産の資産計上に係る会計処理と表示」についての研究報告を作成されていると伺っておりますが、当協会は、リース契約の貸手側の当事者であるリース会社の団体として、リースの会計処理、さらにはわが国におけるリースの国際会計基準の動向に強い関心を持つものであります。

わが国リース産業は 30 年近い歴史と実績を持っており、その間、リースは、設備調達の有効な手段としてわが国産業界に大きな役割を果たしてきたものであります。特に、産業政策と税制の両面からリースが活用されたことによって、中小企業の設備投資促進には多大の貢献をしており、その結果、今日ではリース資産残高が 10 兆円超という額に達しているものであります。

改正商法計算書類規則は、会計制度面においてリース契約により使用する重要な固定資産のオフバランス問題を「注記すること」で解決しており、改正の目的は達せられております。従って、リースの資産化問題は、わが国リース取引と遊離した問題提起であると言わざるを得ません。

この研究報告は、改正商法計算書類規則に基づくリース資産の資産計上基準であるとされておりますが、その内容には、将来のリース取引を左右する重要な問題を含んでおり、今後の運用いかんによっては、産業界に無用の混乱を引き起こし、ひいては、リースによる設備調達が事実上否定されることになりかねず、リース産業界の存立にかかわる重要な問題として危惧いたしております。

このような産業界及びリース産業の実情を踏まえて、研究報告に対する意見を申し述べますので、事情ご賢察のうえ何卒、格別のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 昭和 63 年 6 月、商法計算書類規則が改正され、リース契約により使用する重要な固定資産は、注記することによって開示することが義務付けられたが、注記を要する資産はあくまで「重要な固定資産」に限定されており、借手がこの重要な固定資産を資産化するときは注記を要しないとし、注記と資産計上の対象は同一のものと解される。

また、改正商法計算書類規則は、注記の方法で開示することを原則としており、リース契約で使用する固定資産を直ちに資産化することを常態としているものではない。

研究報告は、この改正商法計算書類規則の従たる規定の資産家に対応するものとしながらも、反面、その内容は「国際会計基準第 17 号リースの会計処理」の基準をほぼそのまま採用している。

「国際会計基準第 17 号リースの会計処理」は、この基準が公表されて以来、わが国では未検討の事項が多く、かつ、国際的には異論のあるところであり、未だ移行・定着をみていないものである。

2. わが国におけるリース取引は、賃貸借と金融の両面の性格を兼ね備えており、その性格が、わが国の経済構造と税制上の仕組みに適合して、今日まで著しい発展を遂げたものであり、一つの独立した経済取引としてすでに広く定着していることは周知の事案である。

また、このリース取引の貸手側の会計処理についても、当協会が定めた「リース会社の標準財務諸表との主要な会計処理」（昭和 51 年 2 月決定、昭和 58 年 11 月改訂）によって、現在では統一して賃貸借による会計処理が行われているところである。

3. 研究報告が改正商法計算書類規則の対応を検討しなければならず、また、国際会計基準の導入

が、今後の会計分野の検討課題であるとしても、わが国におけるリース取引の経済的合理性を損なうような形で、軽々に導入すべきものではないと考える。

仮に、研究報告がリースの国際会計基準を適用するにしても、わが国におけるリース取引の経済的適合性に着目し、リース会計の国際理論の比較のみならず、経済構造、税制の両面にわたって、リース資産の所有と使用の実態を十分に比喩検討し、実際に解決されるべきものとする。

このような事情を踏まえた場合、当協会として、研究報告の資産計上対象基準は、到底、容認できるものではなく、次のように考えるものである。

(1) 資産計上対象基準の(1)、(2)に該当するものは、法人税法上も同一の取扱いであり、現在でもリース取引の対象外として取り扱われており、特設の異論はない。

(2) しかし、同基準(3)、(4)は国際会計基準のリース資産化の基準(所有に伴う危険と便益のすべてが實質的に借手側に移転するというリースの定義に基づく資産計上対象基準)が、ほぼそのまま導入されており、この基準を適用した場合、現存するリース取引のほぼすべてが資産化されることになるものとする。

この基準は、わが国における主要なリース資産が、情報関連機器を中心とする事務用機器であることを考えた場合、米国等と経済構造も税制も異なるわが国のリース取引に、果たして実際に適合するのかどうか、甚だ疑問であり、わが国独自の要件について何ら配慮されていないと言わざるを得ない。

(3) リース取引のオフバランス問題は、前述したとおり改正商法計算書類規則の注記によって解決をみている。

ここで資産化を取り上げる基本的な理由が、改正商法計算書類規則の資産化問題に一つの方向性を示すものであるとするならば、現時点における実際的なリースの定義に基づく資産計上対象基準に止めるべきものとする。

米国の会計基準や国際会計基準を軽々に導入した場合、わが国のリース取引が確定決算主義という税制に基盤をおいている限り、借手側はリースによる設備調達を失うことは自明の理である。

4. 仮に、リース資産を資産計上する場合でも、資産化における重要性の基準は、リースの定義と資産計上対象基準の両面から検討されるべきものであり、その要件を明示すべきものとする。

また、資産及び負債の計上価額については、割賦販売取引等との比較において決定されるものではなく、リース取引の独自性を踏まえて総額主義によるべきものと考えられ、この総額主義は商法の取得原価主義からも、また、実務上からも妥当と考えられる。以上

1 理事協第 235 号
平成元年 9 月 22 日

日本公認会計士協会
会長 山上 一夫 殿

社団法人リース事業協会
会長 西尾 哲夫

国際会計基準「リースの会計処理」処理に関する意見について標記の件、当協会はリース取引の当事者で構成している団体として、国際会計基準の動向に強い関心を示すものであります。つきましては、別添のとおり当協会の意見をとりまとめましたので、よろしくお取り計らい下さいませようお願い申し上げます。

以上

(出所) 社団法人リース事業協会資料 (1990) より所収。

IV. 例外処理の常態化とオンバランスの阻害要因

以上のように、形式的には国際的調和化に対応しながらも、わが国の取引慣行に配慮された基準が、実務上どのように機能するかは重大な関心事であった。特に、売買処理がどの程度採用されるかに注目が集まった。

しかしながら、基準適用後のリース会計実務においては、適用初年度から一貫して例外処理である賃貸借処理が機能する結果となった。筆者は適用初年度から全面適用年度までの開示実態を調査したが⁷⁾、調査対象企業の全てが賃貸借処理を採用していた（SEC 基準の連結データは除く）。また、2002 年 9 月にリース事業協会が実施した「有価証券報告書における開示状況調査」（図表 3 参照）においてもほぼ同様の結果であり、賃貸借処理が常態化していることが明らかになった⁸⁾。

図表 3 所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理方法

| | 連 結 | 単 体 |
|-------|---------------------|---------------------|
| 売買処理 | 3 社 (0.3%) | 2 社 (0.2%) |
| 賃貸借処理 | 1,048 社 (96.9%) | 1,264 社 (95.8%) |
| 記載なし | 30 社 (2.8%) | 53 社 (4.0%) |
| 合 計 | 1,081 社 (100.0%) | 1,319 社 (100.0%) |

(資料) 社団法人リース事業協会「有価証券報告書における開示状況調査」(2002 年)を基に作成。

ただし、所定のオンバランスに相当する詳細な注記情報は開示されており、リース会計情報としての情報ショートは見られず、オンバランス相当情報としての有用性は認められる。この結果について、リース会計基準の趣旨が十分に生かされずに形骸化していると判断するか、わ

が国の実態に沿った会計処理として評価するのか、今回の改定論議に繋がる重要な論点である。

では、なぜ売買処理が有効に機能しないのであろうか。その阻害要因について検討する必要がある。

まず、わが国リース取引の実態と基準の内容との乖離である。わが国では所有権が移転するファイナンス・リース取引はほとんど存在せず、大半が所有権の移転しないファイナンス・リース取引に該当しており、しかも後述のように「日本型リース」と呼ばれて賃貸借的性格が極めて強いという特徴を兼ね備えている。したがって、売買取引と経済的実質が同一であることを根拠にして一律にオンバランス化を要求することは、わが国の実態とそぐわない面があるといえる。

さらには、例外処理の容認と関連するが、会計基準の規定に内在する問題点である。原則と例外の関係にある売買処理と賃貸借処理の線引きが曖昧であるために、結果的に所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはいずれの処理でも選択適用できる形になっている。そうであれば、賃借人は従来の実務慣行に従って同様な処理を採用して、開示コストを縮小する企業行動をとることは当然である。

もちろん、前述のように、わが国では確定決算主義が採用され、会計と税務がリンケージしている制度的環境のもとで、売買処理が適用されると、現行の賃貸借処理が否定され、税務上の節税効果やリースのもつ事務の合理化や簡便な会計処理などの利便性が失われ、リース産業の基盤が危うくなると認識されていることがその背景にある。つまり、わが国の実務では、税法上の処理と齟齬をきたさず、整合性を確保することが極めて重要なファンダメンタルであり、いわゆる税法の逆基準性が作用したものとして

捉えることができる。したがって、もしこの点を改善しようとするれば、問題解決の糸口は、やはり確定決算主義を見直し、いかに会計と税務を分離した形で考えるべきかという根本的な課題に帰着することになる。

V. ASBJ におけるリースの改定論議

わが国は 21 世紀を前に「会計ビックバン」と呼称される大きな会計変革を迎えた。具体的には、会計基準のグローバル化に対応するために、連結会計、退職給付会計、金融商品の時価会計、税効果会計、減損会計などの多くの会計基準・開示制度が漸次整備された。そして、2001 年 7 月には民間の会計基準設定主体である ASBJ が設立されて、国際会計基準審議会 (IASB) との連携を図るために一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発や提言、さらには国際的な会計制度への貢献を積極的に推進している。

このような状況変化のもとで、リース会計基準も議論の俎上に載せられた。2001 年 11 月に開催された ASBJ の第 1 回テーマ協議会で、比較的優先順位の高い短期的テーマとして「リースの会計処理」問題が取り上げられた。ASBJ はその理由について、以下のように述べている⁹⁾。

「現在、例外的に認められている所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理(オフバランス処理)は、国際的にも例がない会計処理にもかかわらず、わが国における主流となっている。このようなオフバランス処理は、固定資産の減損会計導入時にも障害となると予想され、会計処理の再検討が必要である。」

それを受けて、2002 年 7 月に当該問題を検討するためにリース会計専門委員会が設置された。その目的は、例外処理の再検討を中心に審議し、

国際的なリース会計の動向並びに国内の実務慣行等も踏まえた検討を行うことにあった¹⁰⁾。

つまり、議論の焦点は「所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理」の廃止問題であり、実務上賃貸借処理が常態化している状況を是正することに大きな関心が寄せられた。その背景には、ASBJ が IASB の標榜する会計基準の統合化に対応するために、わが国の会計基準と国際財務報告基準 (IFRS) との差異を縮小するとの狙いがあるが、リース会計基準はその国際基準との乖離の程度が顕著なものとして問題視されたのである¹¹⁾。

リース専門委員会では、9 回にわたり議論・検討が行われた。しかしながら、ASBJ とリース業界の間には基準の趣旨とその実態をめぐって大きな温度差が見られた。例えば、リース事業協会が 2002 年 10 月に提示した「リース会計基準の見直しに関する意見」では、賃貸借処理の廃止に反対する具体的な根拠として、以下の 5 点を指摘している¹²⁾。

- ① わが国の「ファイナンス・リース」は諸外国のそれとは異なり、賃貸借性が強い。
- ② 現行の「リース会計基準」施行後、とりわけ状況の変化がなく、リース会社の所有者責任・重要性が高まるなかで、今リース会計基準を見直す理由が見当たらない。
- ③ 賃貸借処理の注記情報は有用性が高く、賃貸借処理は公正妥当な会計処理である。
- ④ 現行の国際会計基準の見直しが予定されているこの時期に、わが国リース会計基準を現行の基準に合わせることで、問題がある。
- ⑤ トライアングル体制のもとでは、会計基準見直しによる経済的影響が十分に考慮されるべきである。

このなかで、わが国リース取引のもつ賃貸借性という特質は、従来から議論されているリース取引の経済的実質をめぐる対立点である。また、例外処理の廃止に伴って実務上影響を受ける税務との関係も、わが国において大きな比重を占めるものであり、リース業界が一貫して主張している点である。その意味で、今回のリース会計基準の見直しは、基準策定時から抱えてきた論点を改めて浮き彫りにしたとともに、会計の守備範囲では必ずしも解決できない課題を再確認することとなった。

リース専門委員会では、オンバランス化を促進するために、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース物件の経済的耐用年数を通じた使用権の割賦取得としての会計処理を行う」¹³⁾との提案も行われたが、リース業界との歩み寄りには図れず、2004年3月に審議の一時凍結が決定された。

そこに至る審議内容は、暫定的に中間報告として公表された。そして、リース業界に問題解決に向けた合意形成可能な方策の検討を依頼することになったが、その趣旨は次の通りである¹⁴⁾。

「リース取引をめぐる我が国の会計問題は、リース契約を通じたビジネスの手法が確定決算主義をとる税制と密接に関連しているために、税務処理を考慮せざるをえない特異なケースであると考えられる。よって、本件については、会計上の情報開示の観点のみでは議論が円滑に進展せず、ビジネスの手法やそれに関連した税務

処理との関係をも整理することが不可欠な状況となっている。このような状況に鑑み、当委員会では、本件に係る審議を一時的に中断し、その間、実際にリースビジネスを営む関連業界に対して、その解決の方向性を、当委員会における審議の趣旨を踏まえた上で検討することを依頼し、おおむね一年を目途に検討の状況の報告を受けることとした。当委員会では、合意形成可能な方策が見出されることを期待し経過を見守るとともに、その検討の場にオブザーバーとして参加することとする。」

このように、リースの会計問題は想定外の展開を迎えたが、リース事業協会に託された合意形成可能な方策が、お互いの歩み寄りを図る、あるいは擦り合わせが可能なものを検討・報告するものであるすれば、余りにも重い課題を背負うことになったといえる。それは、ABSJは例外処理廃止、リース業界は例外処理存続という構図が崩れないかぎり、何をもって合意形成と見なすか、その解決の糸口が見えてこないからである。

VI. 中間報告の内容についての検討

そこで、ASBJから公表された中間報告の主たる内容について、例外処理を廃止すべき意見と存続すべき意見を比較対照しながら検討を加えてみたい¹⁵⁾。中間報告における例外処理廃止論と存続論は、図表4のように整理することができる。

図表4 例外処理に関する廃止論と存続論の主張点

| | 例外処理廃止論 | 例外処理存続論 |
|---------------|--|---|
| ①リース取引の経済的実質 | フルペイアウトのリース契約に基づくリース取引については、資産を割賦売買する場合と同様の経済的実質を有するため、両者は同様の会計処理を行うべきである。 すなわち、借手においては、資産の割賦取得と同様に固定資産を計上すべきであり、貸手においては、資産の割賦売却と同様に債権を計上すべきである。 | わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、資金を融通する金融ではなく物を融通する「物融」であり、諸外国のファイナンス・リースと異なり賃貸借性が強く、単なる割賦売買や金融ではない。 諸外国と経済実態が異なるため、売買処理を採用することは適切ではなく、賃貸借処理がわが国のリース取引の実態に最も適合した会計処理である。 |
| ②原則処理と例外処理の関係 | 現状では、リース会計基準で原則法と例外法を定めているながら、ほぼ例外法のみが適用される状況になっている。例外処理がほぼすべてを占めるということは、わが国におけるリース取引の実態がほぼすべて例外としての賃貸借に該当することになりかねない。それは、売買処理を定めた会計基準の趣旨を否定するような特異な状況であり、早急に是正される必要がある。 | 現行のリース会計基準は、原則として売買処理とするものの、詳細な注記を条件に賃貸借処理も認めている。各企業がリース取引について売買取引に近い取引か、賃貸借取引に近い取引を選択できるようになっており、リース取引の経済的実質を的確に表すことができる選択適用の会計基準である。 |
| ③財務諸表の比較可能性 | 売買処理、賃貸借処理、いずれを選択するかで、会計処理は全く異なるものとなるが、現状ではほぼ賃貸借処理のみが採用されているため、所有権移転外ファイナンス・リース取引と資産の割賦取得（又は割賦売却）で異なる処理となり、財務諸表の比較可能性が損なわれている。 特に、ROAを重視した借手企業が会社の基幹設備に所有権移転外ファイナンス・リースを利用した場合、賃貸借処理では固定資産比率、自己資本比率等に大きな影響が生じている。 | 現状、賃貸借処理を選択した場合には、注記により売買処理を行った場合と同等の注記が求められており、十分な情報開示がなされている。 アナリスト等から情報開示に支障があるとの意見はあまり聞かれず、変更する実益が乏しい。 |

| | | |
|----------------------|--|---|
| <p>④国際的な会計基準との関係</p> | <p>現在、国際会計基準及び米国会計基準ともに、ほとんどすべての経済的便益とリスクが借手に移転する場合には、売買処理を行う。日本の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、これらの基準に照らした場合は売買処理になるため、現状の賃貸借処理では、国際的な比較可能性が確保されていない。</p> <p>また、IASB では、G 4 + 1 における議論をベースに、全てのリース取引について、使用权の割賦取得とその対価の支払義務を、それぞれ資産と負債に計上することの検討を開始しようとしている。</p> <p>これらの議論は、原則処理（売買処理）でもなおカバーできないものに対処することになるものである以上、原則処理自体が採用されていないわが国の現状は改善される必要がある。</p> | <p>現状のわが国の処理が国際的な会計基準と差異があるとしても、わが国の取引実態を反映したものであり、会計基準を変更する理由とはならない。</p> <p>現状で国際的に広く用いられている米国基準は、数値基準を用いていることにより形骸化していると言われている。</p> <p>IASB における今後の検討は、その形骸化の弊害をなくすことが一つの目的とされており、現状でそのような欠陥のある会計基準に整合性を図るのは適切ではない。また、将来 IASB の議論が完了し、仮に日本が対応することとした場合、システムの二重投資が不可避になる。</p> |
| <p>⑤税務との関係</p> | <p>リース取引をめぐるわが国の会計問題は、リース契約を通じたビジネスの手法が確定決算記載をとる税務と密接に関連しているために、税務処理を考慮せざるをえない特異なケースであると認識している。</p> <p>したがって、本件については、会計上の情勢判断の観点のみでは議論が円滑に進展せず、ビジネスの手法やそれに関連した税務処理との関係をも整理することが不可欠である。しかし、その問題はリース業界にむねたうえて、税務当局に行く前のコンセンサスづくりを業界に依頼して、それを検討した上で税務当局との折衝を要する。</p> | <p>わが国の法人税法では、リース取引を資産の賃貸借と位置づけ、一定の要件に該当した場合に売買又は金融として扱うこととしている。日本のリース事業は、これらの法人税法の取扱いを基礎に展開されている。会計で売買処理に統一した場合には、以下のような問題が生じるおそれが極めて強い。</p> <p>ア) わが国の税法は、確定決算主義を採用しているので、会計上、所有権移転外ファイナンス・リース取引を売買処理に統一した場合、税務においても賃貸借性が否定され、売買処理となる可能性があり、この場合、リース事業の基盤が損なわれおそれが大きい。リース取引については、現状の会計処理及び税務処理を前提に取引が組成されているため、取引そのものが成</p> |

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| | | <p>り立たなくなるおそれがある。ひいては、リースという設備投資手段が失われかねない。</p> <p>イ) 貸手において、賃貸借処理を売買処理に変更しこれが金融取引として取り扱われた場合、賃貸借処理の時よりも課税所得が先行して計上される。また、税務上は賃貸借として取り扱われた場合、貸手において売買処理が採用されると、会計上は減価償却費が計上されなくなり、リース終了時まで減価償却費相当額の損金算入が認められないおそれもある。</p> <p>ウ) 税務上の取扱いが会計と異なる場合には、申告調整が認められるか不明であり、認められた場合でも、事務負担が大きなものとなる可能性がある。</p> |
| <p>⑥現状において会計基準を変更する必要性の有無</p> | <p>会計上の情事照準の観点からは、リース契約を売買・金融とみた場合はもとより賃貸借とみた場合でも、一定のリース契約については、借手において貸借及び負債を認識する必要性があること、また、現状の例外処理の適用が大半を占めるという特異な状況を是正する必要性がある。</p> | <p>わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準制定以前から賃貸借取引として根付いており、リース会計基準制定時も、その理解のもとに例外的に賃貸借処理が認められている。賃貸借処理が会計基準に採り入れられ、その方法が実務に広く採用されてきたことは、実務慣行として認知されている証左である。</p> <p>リース会計基準制定後、これらの状況に全く変化はなく、また、所有権移転外ファイナンス・リース取引自体にも何ら変化はないため、現状で会計基準を変更する理由はない。</p> |

(注) 中間報告(2004)の内容を基に筆者が比較対照した。ただし、太字部分は中間報告には記載されていないが、リース専門委員会の議論等を参照にして該当する意見を便宜上記述した。

(1) リース取引の経済的実質
 リースの行為内容については、賃貸借的側面と金融的側面を兼ね備えた複合的な取引であるために、例えば、賃貸借契約(または賃貸借類
 似契約)、実質金融契約、実質割賦販売契約、さらには使用权(利用権)設定契約など多様な解釈がある。わが国でも、ファイナンス・リース契約が法律上明文化されていない状況では、実質

金融契約あるいは所有権留保割賦販売契約と断定することもできず、また賃貸借契約を否定する客観的証拠もない。

問題の本質は、ファイナンス・リースの経済的実質の捉え方が根本的に異なることである。ASBJの主張するリースの経済的実質とは、取得面から見た割賦購入資産との同質性に求めている。リース物件の使用収益が自己所有の場合と大きな違いがなければ、そこから得られる経済的便益であるキャッシュインフローは売買の場合と同程度と考えられる。また、リースが解約不能であれば、リース料の支払義務は借入金や未払金と同程度の強制力や拘束力を持ち、その金額が物件の購入価額と概ね等しいならば、キャッシュアウトフローは売買と変わらないことになる。つまり、「売ったと同様」「買ったと同様」という論理である。

ところが、業界サイドではそのような認識を持っていない。わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、「日本型リース」と呼ばれるものであり、欧米のリース取引とはその特徴を大きく異にするとしている。それは、賃貸借を中核とし、金融やサービスの側面も包含した新たな契約類型(リースサービス取引)であり、その特徴として、金融機能を果たすものではなく「物融」と称されるように賃貸借性が極めて強く、賃貸人がリース期間中の管理業務や終了後の廃棄義務を負い、さらには再リース契約が実施されるなど所有権者としての要素が重視されている。

このように、リース業界の見解は、リースという行為内容に関しては形式も実質も乖離しておらず、「賃貸借性」という点で両者は整合しているので、割賦購入資産との同質性は認められないとするものである。しかしその趣旨からす

れば、賃貸借処理を原則として、売買処理を例外処理とするほうが論理的整合性があるといえよう。換言すれば、売買処理が原則であることには反論せずに、現行のリース会計基準の維持をあくまでも主張しているが、そこには会計の論理では説明できない利害調整の問題が見え隠れする。

いずれにしても、リースの経済的実質をめぐっては対立の構図が浮き彫りになるが、実はこの議論は基準の策定プロセスにおける論争と同じ延長線上にある問題である。その意味では、この論点の解決なくして今回の改定論議の着地点も見えてこないことは明らかである。

(2) 原則処理と例外処理の関係

この論点は、賃貸借処理は例外か、それとも選択適用であるかという基準の解釈・認識に関わっている。売買処理が原則で、賃貸借処理が例外と捉えると、確かに例外処理が常態化していることは特異な状況といえる。リース会計基準では、「ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」と規定されている。

文言上は例外処理として規定されていない。選択適用と捉えると、実務における弾力性の幅が大きい。これは、基準設定時に賃貸借処理が実務慣行として定着している状況を踏まえて、売買処理と賃貸借処理という2つの考え方をいかにして調和して、国際的に見ても相応な評価を受ける基準を策定したという経緯からすれば、一概に例外処理ともいえない。

ただし、形式上は選択適用と解釈しても、前節で指摘した阻害要因によって実務上売買処理

が選択されていないことや、賃貸借処理の採用が基準設定当初から関係者が折り込み済みであったとすると、基準の趣旨との乖離を議論の対象とすることには合理性がある。

(3) 財務諸表の比較可能性

例外処理廃止の立場では、売買処理と賃貸借処理では利益の質や財務比率に与える影響が大きく異なることから、賃貸借処理では財務諸表本体における比較可能性がないことを問題視している。それに対して、例外処理存続の立場は、わが国のリース実務においては売買処理と賃貸借処理が混在している状況ではないこと、さらには賃貸借処理の場合でも詳細注記によってフォローされていることから十分な情報開示がされており、注記を含めた財務諸表トータルとして比較可能性があるとしている。もちろん、そうであるとしても財務諸表本体に与える影響額などの補足情報によって、より一層の比較可能性を高める措置は必要であろう。

(4) 国際的な会計基準との関係

この論点は両者の間では意見が真っ向から対立している。「国際的な会計基準との比較可能性の確保」とは、形式面を問題にしているか、あるいは実態面（実務の現状）も問題にしているかによって解釈が分かれる。例外処理廃止の立場からは、形式面でも例外処理は国際基準では認められていないとして問題にしているし、実態面でも賃貸借処理が定着している状況は改善されるべきとの主張である。

これに対して、例外処理存続の立場は、国際基準との比較可能性が達成されていない点是否定しないものの、有効に機能していない現行基準との整合性を確保しようとする形式重視主義に問題があるとしている。周知のように、「リスク・経済価値アプローチ」に基づく現行基準は、

資本化の判定に恣意的な判断が介入するために、実質的にファイナンス・リースでありながら、オペレーティング・リースとして処理されている状況（いわゆる「疑似オペレーティング・リース」）が顕在化して、最悪な会計基準の一つとして批判されている。

例えば、米国の FASB 基準書第 13 号の適用状況を見ても、1990 年代からオペレーティング・リース（非資本化リースに相当する）へのシフトが顕在化している。基準設定当時（1980 年度）と比べるとこの 20 年間で約 2.8 倍も増加し、調査企業 600 社の過半数がオペレーティング・リースとして処理している実態は、その形骸化を端的に示している（図表 5 参照）。

その反省から、G 4 + 1 のポジション・ペーパー「リース：新たなアプローチの実施」により新たなアプローチが提案されている¹⁶⁾。その趣旨は、現行の会計フレームワークとの整合性を確保するために、「リスク・経済価値アプローチ」に代えて、リースに関する権利・義務の開示を前提とする「資産・負債アプローチ」を採用することである。IASB も、すでに正式のプロジェクトとして検討中であることを考えると、リース会計問題は新たなステージへとシフトしており、その意味ではリース業界に託された課題は明らかに視点がずれていることになる。もちろん、将来の方向性を見越した対応を考えるよりも、当面の措置を重視すべきという意見も理解できるが、最近における同等性評価も含めた国際的動向を考慮すると果たして時宜に合ったものであるか疑問が残る。

(5) 税務との関係

確定決算主義を採用しているわが国においては、当該問題の解決は最終的にはここに収斂する。前述のように、実務上大きな経済的影響を受

ける税務との関係が、賃貸借処理の廃止を阻む重要な要因となっている。税務上は、ファイナンス・リース取引について賃貸借処理が原則であり、課税上の公平を図るために一部が売買処理されている。そのために、会計上も所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借処理が容認されることによって、税務との整合性が確保できることになる。

換言すれば、リース税制が会計上の賃貸借処理を誘導する構造となっており、そのために、会計上賃貸借処理の廃止となれば、逆に税務に大きな影響を及ぼすことになる。つまり、会計基準の変更だけで税務が変わらない場合には、賃借人サイドでは会計処理と税務処理の不一致による「申告調整の常態化」を招き、賃借人サイドではリース会計基準の適用会社と非適用会社の間で課税所得の格差が生じて、課税負担の公平が保たれない事態が発生することが懸念されている。したがって、このような状況を防ぐために税務も変更される可能性が出てくる。

もちろん、これは税務の問題であり会計サイドから言及すべきではないとの主張もあるが、わが国のリース取引は、リース通達が主導的な役割を果たしてきた経緯もあり、税務との関係を常に念頭においた議論が求められてきた。したがって、賃貸借処理の廃止は税務面の手当て

と複雑に絡むだけに、いつまでも会計と税務を切り離して考えることは得策とはいえず、同時並行的に税務当局との調整・折衝を進めるべきであると考えられる。

(6) 現状において会計基準を変更する必要性の有無

会計基準を変更することは、会計を取り巻く環境の変化、実務への適用を含めて会計基準の形骸化、無機能化が考えられる。わが国も「会計ビックバン」と称される一連の会計制度の変革が進行し、リース会計基準の導入時に比べると企業のディスクロージャーをめぐる環境変化が見られることは事実である。さらに今回の改定論議の背景には、すでに指摘したように、IASB との連携のもとで国際基準との整合性を推進するという外部要因が作用していることも大きい。したがって、例外処理廃止の立場では、売買処理への一本化することが最優先課題となる。

それに対して、例外処理存続の立場は、賃貸借処理が実務慣行として認知・定着していることが、会計基準の形骸化（ここでは原則論の形骸化を指す）に当たるのか、会計情報としての有用性が認められないのか、それを検証すべき必要性を指摘している。

具体的には、注記情報の開示内容が売買処理

図表 5 米国における長期リースの開示状況の推移

| 年 度 | 1980 年 | 1990 年 | 1995 年 | 2000 年 | 2002 年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 非資本化リースのみ | 118 社 | 187 社 | 255 社 | 331 社 | 331 社 |
| 資本化リースと非資本化リース | 351 社 | 323 社 | 264 社 | 215 社 | 236 社 |
| 資本化リースのみ | 79 社 | 36 社 | 27 社 | 12 社 | 4 社 |
| リースの開示なし | 52 社 | 69 社 | 54 社 | 42 社 | 29 社 |
| 合 計 | 600 社 |

(資料) AICPA, *Accounting Trends and Techniques* の各年度版を参考に作成。

と同様な情報効果を有するかが問題となるが、前掲の調査では、連結ベースで 98.1% (1,028 社)、単体ベースでは 97.5% (1,233 社) と、ほぼ全ての回答企業が所定の注記項目を開示している。さらに、「ユーザーを対象としたリース会計基準に関する調査」においても、「現在の注記で十分にディスクロージャーされている」との回答が 63.2%にも達していることから、オンバランス相当情報として有効に機能していることが窺える (図表 6 参照)。

基準の策定の際に、本体開示とは別に基本財務諸表に対する注記の機能に着目して、オンバ

ランスに相当する情報の開示を要求したが、それは基本財務諸表である貸借対照表や損益計算書上の数値と、注記情報の数値を合理的に合算することにより、会計情報の利用者の適切な意思決定に支障がないようにするとの配慮があった。その意味で、上記データをその証左となる¹⁷⁾。

このように、見直し議論の前提として、現行基準の有用性や有効性をどう評価するのが問われることになるが、いずれにしても基準設定の経緯を含めて現状で会計基準を変更する是非を慎重に見極めることが必要であろう。

図表 6 リース会計基準改訂に反対の理由

| | 会社数 | 構成比 |
|----------------------------------|-------|-------|
| リース利用による事務負担軽減メリットが失われる | 673 社 | 67.7% |
| 現在の注記で十分ディスクロージャーされている | 628 社 | 63.2% |
| 自己資産と貸借資産が同一視されて、B/Sの資産・負債が歪められる | 493 社 | 49.6% |
| リース利用によるオフバランスメリットが失われる | 285 社 | 28.7% |
| システムなどの事務対応が追いつかない | 217 社 | 21.8% |
| リース利用によるコスト把握メリットが失われる | 207 社 | 20.8% |
| 資産計上よりも注記内容の充実を図るべきである | 182 社 | 18.3% |
| その他 | 17 社 | 1.7% |

(出所) 社団法人リース事業協会編集部 (2003年), 16頁。

Ⅶ. おわりに

以上のように、わが国のリース会計基準をめぐる展開をその設定から中間報告に至るまで簡単にレビューしてきた。最後に、これまでの議論を踏まえて、今後の方向性について若干の私見を述べたい。

例外処理の廃止をめぐることは、ASBJ とリース業界の間で明確な意見の対立がある。繰り返になるが、ASBJ では売買処理が原則で、賃貸借処理は例外処理と捉えて、その例外が実務上常態化していることはおかしいので、廃止すべきという論理である。それに対して、リース

業界は売買処理と賃貸借処理の選択適用であるので、賃借人がその取引実態から判断して賃貸借処理を採用することには、何ら問題はないとの主張である。

リース事業協会は、ASBJ から依頼された解決の方向性に関する検討成果として「リース会計基準の検討について (検討状況の報告)」(2005年3月29日)を公表した。そこでは、基準の見直し案として、①「リース債務」計上、損益計算書上「賃貸借処理」、②リースを「使用権」の売買とみる会計処理、③個別財務諸表と連結財務諸表とで異なる会計処理 (連単分離)、

の 3 案が提示されたが、税務や会計上の課題も残ることから議論の継続を求めている¹⁸⁾。この中間的な報告を受けて ASBJ がどのような対応をとるか注目されるが、現状から判断して不透明な要素が多く、ますます混迷の度を深めることが予想される。

他方、わが国の会計基準をめぐる環境も変貌を遂げている。2004 年 10 月には、ASBJ と IASB が会計基準の統合化に向けた共同プロジェクトを立ち上げて、2005 年 3 月には初会合が行われた。このような状況のもとで、わが国も会計基準の統合化を長期目標にしつつ、当面は EU、米国との間で短期的な相互承認あるいは同等性評価の達成に積極的にコミットする姿勢が求められることになろう。しかし重要なことは、各国の会計を取り巻く環境が異なれば一般に公正妥当とされる会計基準の内容も異なるはずである。会計基準、商法、税法の在り方が、国際基準との円滑な調整が可能か否かに大きな影響を与えることになるが、そこには現実的な利害調整の問題が横たわっていることを忘れてはならない。

会計基準は、企業の経済的実態を示し、企業の透明性を高めるために必要である。そのためには高品質で、理解可能かつ実施可能なものでなければならない。また、比較可能性という観点から考えた場合に、同等あるいは同質の会計基準と見なすかといった議論では、財務諸表本体だけではなく注記まで含めて検討することも必要であろう。

このように考えると、無条件に国際基準との整合性を図るのではなく、会計基準の相互理解を深め普遍性を求めたうえで、国内基準のアイデンティティを確立する姿勢が求められるべきである。そのうえで、形式と実態の乖離現象の

原因を究明して、それを修正していくシナリオをどのように描いていくかが重要となる。

私見であるが、現行のリース会計基準の枠内で捉えるならば、大陸法のドイツやフランスの現状あるいは EU の IFRS への対応が根拠にして、連単分離という選択肢が実務上の実施可能性が高いと思われる。それは、IASB が会計基準の統一化として想定している受け皿が連結財務諸表であり、その要請に応えるものであるからである。もちろん、この場合でも連結・個別で異なる会計処理を採用する意義、さらには 2 種類の財務諸表の作成に関する事務負担の問題など解決すべき課題はある。

他方では、いわゆる 2007 年問題に対応するために、EU では日本を含む第三国 GAAP と IAS/IFRS との同等性を評価するプロジェクトも進行している。それを受けて欧州証券規制委員会 (CESR) は、2005 年 4 月に基本的な考え方をまとめた「第 3 国会計基準の同等性及び第 3 国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する技術的助言書 (案)」を公表した。

そのなかで、わが国のリース会計基準は、IFRS との統合化が可能な基準として、重大な差異はないことが表明されている¹⁹⁾。このように、わが国のリース会計基準に一定の同等性評価が与えられた経緯については十分な検討を要するが、少なからず今後の改定議論に影響を与えることになろう。

いずれにしても、わが国リース取引の実態や制度に根差した基準を国際基準との関係のなかで認知させていく努力が必要であり、それがわが国基準のアイデンティティを確保することに繋がると期待される。そのためにもどのような方向性や解決策があるのか、その真価が問われるだけに今後の行方に注目したい。

(注)

1)ただし、売買処理の取り扱いについては、経過措置の適用はなく、1994年4月1日から施行されている。また、リース会計基準の公表により、商法計算書類規則(現商法施行規則)においても、証券取引法との整合性を図るために、所有権移転外ファイナンス・リースについて、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理または通常の貸借処理に準じた会計処理のいずれによったかを記載することになった。しかしながら、証券取引法のような詳細な注記情報の開示は求められていない。

なお、わが国リース会計基準の詳細については、以下の文献を参照されたい。

新井清光・加古宜士編著『リース取引会計基準詳解』中央経済社、1995年。

服部勝『証券取引法におけるリース会計基準』税務研究会出版局、1998年。

茅根聡『リース会計』新世社、1998年。

旬刊経理情報編集部編『リース会計実務のすべて』中央経済社、1994年。

2) *International Accounting Standards Committee, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC, July 1989.

3) リースの貸借対照表能力の論理的整合性については次の文献に詳述されている。

茅根聡、前掲書、171-190頁。

弥永真生「リース会計基準の商法適用上の問題点(下)」『リース』第32巻第7号、2003年7月、2-9頁。

佐藤信彦「リース取引オンバランス化の論理—レシーの会計を中心に—」『JICPA ジャーナル』第15巻第10号、2003年10月、29-35頁。

4) 企業会計審議会「リース会計基準に係る会計基準に関する意見書」(1993年6月17日)。

5) 高橋信弘「リース産業国際化に向けての世界戦略—資産計上反対決議される」『リース』第19巻第6号、

1990年6月、24頁。

6) 新井清光・北村吉弘編著『リース会計と実務』税務経理協会、2003年、15-16頁。

7) 茅根聡、『前掲書』、142-162頁。

8) リース事業協会は、2002年9月に、リース会計基準の実態と改訂の影響を把握するために、「有価証券報告書におけるリース取引の開示状況調査」、「ユーザーを対象としたリース会計基準に関する調査」、「サプライヤーを対象としたリース会計基準改訂に対する意識調査」を実施した。詳細は、以下の文献を参照されたい。

リース事業協会編集部「リース情報の開示と「貸借処理」削除の影響—「リース会計基準見直し」関連特別調査—」第32号第1号、2003年1月。

「リース会計基準見直し関連特別調査結果」(<http://www.leasing.or.jp/annai/kaiki/>)。

9) 企業会計基準委員会「第1回テーマ協議会提言書」(2001年11月12日)、2頁。

10) リース専門委員会では、オペレーティング・リースのオンバランス処理を含めたリース会計の全面的な見直しについては、中長期的なテーマのひとつとして取り上げることが提言されている。

11) この点に関しては、経済産業省・企業会計の国際対応に関する研究会「企業会計の国際対応に関する研究会中間報告」(2004年6月)でも同様な指摘をされており、リース会計、ストックオプション、会計上の変更の3つの会計問題を挙げている。

リース会計については「わが国の会計基準上、所有権移転外ファイナンス・リースに関しては、IFRSと同様原則資産計上することになっている。例外規定として資産計上しない場合があるが、その際には注記のよって資産計上した場合の影響額を表示することになっており、開示される情報としては国際的に遜色ないものと考えられる。但し、わが国においては、その取扱いが実務上常態化しているのが現状である。」と

指摘されている(24頁)。

12) リース事業協会「リース会計基準の見直しに関する意見」2002年10月28日。

13) リース事業協会編集部「商法施行規則第66条の趣旨と問題点」『リース』第32巻第7号、2003年7月、10-11頁。

その根拠としては、当該取引は、リース物件の経済的耐用年数を通して占有・使用し、その後賃貸人に返還される取引であるため、賃借人の獲得した権利のなかで使用权を強調することが実態に即している点を挙げている。

14) 企業会計基準委員会「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告」2004年3月24日。

(http://www.asb.or.jp/j_asbj/finance_lease.html)。

15) わが国のオンバランス化論議をめぐる論点については、以下の文献を参照されたい。

拙稿「わが国リース会計基準の改訂問題をめぐって」『会計』第163巻第4号、2003年4月、72-84頁。

加藤久明「日本のリース会計基準の概要と問題点」『大阪経大論集』第55巻第4号、2004年11月、35-54頁。

加藤によれば、例外処理主張の背景には、選択適用から生ずる利益操作性の維持及びシンセティック・リースによる商品価値の恩典の2つがあるとされている。

16) Nailor Hans and Audrew Lennard, *Lease: Implementation of New Approach*, IASC, February 2000.

なお、ポジション・ペーパーの詳細については、以下の文献を参照にされたい。

拙稿「リース会計基準の行方—G4+1 ポジション・ペーパーの提案に焦点を当てて—」『会計』第16巻第1号、2002年1月、12-27頁。

加藤久明「リース・オンバランス化論の再構築—G4+1のポジション・ペーパーを中心に—」『大阪経大

論集』第54巻第4号、2003年11月、85-105頁。

17) 新井清光・加古宜士、前掲書、12-13頁。

18) リース事業協会「リース会計基準の検討について(検討状況の報告)」2005年3月29日、7-13頁(別記)。

『日本経済新聞』2005年3月30日付。

19) The Committee of European Securities Regulators. *DRAFT TECHNICAL ADVICE ON EQUIVALENCE OF CERTAIN THIRD COUNTRY GAAP AND ON DESCRIPTION OF CERTAIN THIRD COUNTRIES MECHANISMS OF ENFORCEMENT OF FINANCIAL INFORMATION*, April 2005., CESR, pp.46-47.

ここでは、日本のリース会計基準とIFRSは、概念上は両者とも同一の基礎的アプローチを採用しており、所有権が移転しないファイナンス・リースはオペレーティングリースと同様にオフバランス処理することができるなど実務上の相違点はあるものの、その影響を調整するために必要な情報は注記で開示されているとの指摘がある。

(付記)本稿は、リース総合研究所における研究課題「国際会計基準の動向とわが国リース会計基準の方向性」の中間報告である。